

4月

* 今月のお知らせ *

地域交流事業

やまびこサロン

開催時間 10:00~11:30

【西鴨】 4月13日(木):西鴨公民館

今年度のサロンではどんなことをやってみたい? みんなで楽しくおしゃべりしましょう!



【天神野】 4月20日(木):天神野公民館

「からだ測定」の結果をお返しします。お楽しみに♪(明倫・小鴨包括支援センター)

【中河原二】 4月27日(木):中河原二集会所

オシャレなかぶり物「カブリーナ」を作ります。講師の北村先生とゆっくり作りましょう!

手話教室

日時: 4月18日(火) 9:00~10:00

場所: やまびこ人権文化センター 和室

新年度1回目の手話教室です。今年度も日常で使える手話を、シチュエーションを考えながら学んでいきます♪



映画「破戒」のDVDが入りました。



全国水平社創立100周年記念として昨年制作・上映された映画「破戒」のDVDを、部落解放同盟倉吉市協議会より進呈いただきました。

このDVDは個人視聴用です。個人での学習にご活用ください。

やまびこ人権文化センター 4月から新体制になります!

所長 山根 正二

指導員 伊藤 早希

指導員 梅谷 友美

よろしくお願いいたします。



異動のあいさつ

4月の人事異動により、さわやか人権文化センターへ転任しました。やまびこ人権文化センター勤務は1年間でしたが、人権啓発や交流を大切にして仕事をしました。皆様のご協力に感謝申し上げます。大変お世話になりました。

上口 俊一

困りごとや人権侵害 ひとりで悩まないで

悩みごと、生活での困りごとはありませんか? ひとりで抱え込まずに、どんなことでもご相談ください。

差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課またはやまびこ人権文化センターにご連絡ください。

倉吉市役所人権政策課(電話 22-8130)

やまびこ人権文化センター(電話 28-4265)

やまびこ人権文化センターだより

発行日 2023年4月1日



人ある限り人権を

発行 やまびこ人権文化センター

住所 倉吉市中河原772-6 電話・FAX 0858-28-4265

E-mail yamabiko@ncn-k.net



「一人ひとりが大切にされる 地域社会」の実現に向けて

やまびこ人権文化センターは、部落問題をはじめ、さまざまな人権問題についての啓発・交流・相談の場となるよう事業を行っています。

お気軽に人権文化センターへお立ち寄りください。

皆様のお越しを心よりお待ちしております。

やまびこ人権文化センター 職員一同



人権啓発の推進

差別や偏見のない、誰もが安心して暮らすことのできる住みよい地域づくりにむけ、講演会や講座、人権文化センターだより等を通じて、気づきを提案します。

相談事業

相談者の悩みをお聴きし、関係機関などの紹介や問題解決に向けて、いっしょに考えます。

住民交流の促進

幼児から成人まで幅広い年代を対象に事業を行い、地域や世代を超えた、福祉や交流の輪の広がりに努めます。

今年度の主な事業予定

○やまびこサロンの開催(3地区)…毎月

○手話教室の開催…年10回

○成人育成講座の開催

○人権問題講演会の開催

○保育園との交流事業の開催

○小学生育成事業の開催(ポテ茶体験他)

○地区学習会の運営(小・中学校)

○町内学習会の支援

○やまびこ人権文化センターだよりの発行

小鴨手話教室1年を振り返って…

小鴨手話教室は年10回（月1回程度）開催しており、手話を学ぶことを通して、聾者への理解を深めることを目的のひとつとしています。

2022年度は、参加者の「聾者に会ったとき話しかけることができなかった」という声から、もし知り合いの聾者に偶然出会ったらどのような会話をしたいか考え、手話を取り入れた劇を発表しました。



「この手話はどうやるの?」、「じゃあ、こんな時は?」どんどん話がふくらみます♪



日常で使う手話の紹介と、手話以外の方法でもコミュニケーションがとれることを発表。最後は会場の皆さんと一緒に「季節の手話」を！

【参加者の感想】

- ・実際に使いやすい表現を学べてよかった。
- ・普段手話を使う機会はないが、少しでも役立つように覚えていきたい。
- ・偶然聾者と出会う機会が実際にあった。学んだ手話を使うことはできたが、相手の手話を読み取るのが難しかった。
- ・手話以外の方法でもコミュニケーションがとれることを劇中に取り入れたことがよかったと思う。
- ・アプリ・空書・ジェスチャーでも気持ちは伝わることを知り、聾者との会話に対するハードルが下がった。



新年度も「どんな会話がしたいか?」のテーマで手話を学んでいこうと思っています。

興味をお持ちの方はお気軽にご参加ください！（開催日時は毎月のセンターだよりに掲載します。）

小鴨小学校地区学習会運営協議会を開催しました!!

2022年度の「成果」・「課題」、2023年度の学習会についての協議を、3月14日に行いました。

「成果」

- ・学校の学習と関連した「暮らしの中にある差別」「命を守ること」について学ぶ事ができた。
- ・コロナ禍でも学び続ける事ができた。 等

「課題」

- ・部落差別についてもっと学ぶ必要がある。
- ・児童の意欲が見えない。
- ・発表会のための調べ学習になっている。 等

この「成果」・「課題」を踏まえて、2023年度の学習会の取り組みを話しあいました。

- ・地域で学習会をしてほしい。
 - ・意欲が引き出せるように考えていかないといけない。
 - ・参加児童の減少がある。児童センターには小鴨地区の子どもがたくさん来ている。
- 何かの形で関わってほしい。 等

の声があがりました。この思いが子どもたちに届くように頑張っていきたいと思います。

「こども基本法」が4月より施行！

こども基本法は、すべての子どもが個人として尊重され、人権が保障された社会をめざしています。

国や社会が子どもの権利をどう守るかを定めた法律「こども基本法」が、今年4月1日より施行されます。この法律は、すべての子どもがひとりの人として大切にされ、人権を守るようにすることなどを目標としています。

すべての子どものために



『人権』は、誰もが生まれたときから持つものです。すべての人には平等に扱われる権利があり、自分の考えた意見を言ったり、学校や仕事や住む場所を選べるなど、さまざまな自由があるとされています。しかし、日本社会では、子どもが意見を言っても「子どもの考えだから」と相手にされず、大人の意見が優先されがちではないでしょうか。そういう考え方を改めて、子どもの生命や幸せに暮らす権利を守るため、こども基本法ができました。

困窮世帯の子どもが生活保護を受けながら大学などに通学できるよう制度の運用変更を求め、当事者や弁護士が2万6019筆の署名を厚生労働省に提出した。生活保護世帯で育った国立大生のNさん（21）は「教育の機会均等を図るのが国の役目だと思う。保護世帯の子は進学してはだめですか」と訴えた。

生活保護の子ども、進学だめ？

現行の運用では、大学生や専門学校生は働ける人とみなされ、生活保護世帯の子が進学するには、自身を支給対象から外す「世帯分離」をしなければならない。自身の生活費や学費は奨学金を受けたりアルバイトで稼いだりする必要が。Nさんは、病気などで就労が難しいシングルマザーのもとで育った。母親はしつけと称して暴力を振るい、食事の支度や家事は自分でまかした。貧困から抜け出そうと世帯分離をして国立大に進学したが、働きつめた結果、過労で倒れ、休学を余儀なくされた。

共に活動する弁護士は、大学生になり虐待家庭から逃れた子も現行の運用では救いきれないと指摘。「退学か保護受給かという極限的な2択を迫られる人をなくしたい」と訴えた。（2022.10.19 報道より）

こども基本法では、すべての子どもに意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が保障され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう定められています。

子どもは、しっかり自分の考えを持っています。大人は子どもの思いや意見を引き出し、受け止めなければなりません。

「こども基本法」の目標

すべての子どもが…

- ・ひとりの人として大切にされ、人権を守られ、差別を受けない。
- ・愛されながら、きちんと育てられ、幸せになる権利を守られる。
- ・教育を受ける機会を平等に与えられる。
- ・自分に直接かわるすべてのことについて、意見を言う機会があたえられる。
- ・意見を大事にされ、子どもにとって何が一番良いかが大切にされる。



子どもは自分の考えを持っている

子どもの成長には、子ども自身にとって安全で安心な場であること、愛情や信頼を感じる場所であることが重要です。子どもは家族や社会から守られ、いろいろなことを学んで成長します。同時に成長する過程で、子ども自身の育つ力・学ぶ力・意思が必要となる場合があります。

大人の思いや大人が子どもの立場で考えるだけでなく、子どもの権利に焦点をあて、子ども自身が当事者としてそこに参加し、共に考えることが大切です。

子どもは、しっかり自分の考えを持っています。大人は子どもの思いや意見を引き出し、受け止めなければなりません。

